

千葉医学会会則

名 称

第 1 条 本会を千葉医学会と称する。

事 務 所

第 2 条 本会の事務所を千葉大学医学部内におく。

目 的

第 3 条 本会は医学の進歩に寄与することを目的とする。

会 員

第 4 条 会員は本会の目的に賛同した医師、医学研究者、および団体より成り次の 4 種に分けられる。

1. 正 会 員 本会の目的に賛同し、入会を申し込んだ医師および医学研究者。
2. 名誉会員 総会において出席三分の二以上の賛同を得て推薦されたもの。
3. 功労会員 総会において出席三分の二以上の賛同を得て推薦されたもの。
4. 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会を申し込んだ団体。

第 5 条 本会を退会したいものは本会事務所に申し出て退会することができる。

役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会長、副会長、監事、評議員、幹事、委員

第 7 条 会長、副会長各 1 名、幹事若干名および監事 2 名は評議員会において選出し総会の承認をうけるものとする。

1. ただし会長は医学部長をもってあてる。

第 8 条 評議員は会長が推薦し総会の承認をうけるものとする。

第 9 条 委員は幹事の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 10 条 会長は本会を代表して会務を統括する。

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠席のときはその職務を行う。

第 12 条 監事は本会の資産および会計に関する監査を行う。

第 13 条 評議員は本会を代表し重要事項を審議する。

第 14 条 幹事は一般会務を分掌する。

第 15 条 委員は幹事を補佐し会務の執行にあたる。

第 16 条 役員任期は 3 年とする。役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 17 条 役員再任は妨げない。

第 18 条 役員は任期終了後であっても後任者が就任するまではその職務をおこなうものとする。

会議および会務

第 19 条 会議を分けて次の 4 種とする。

総会 評議員会 幹事会 委員会

第 20 条 総会、評議員会および幹事会は会長が招集して、その議長となる。

1. ただし、やむを得ない事情により会長が出席できない場合は、副会長もしくは、

会長があらかじめ指名した者が議長となる。

- 第21条 委員会は幹事が招集しその議長となる。ただし、会長および副会長は必要に応じて、会に出席し意見を述べるができる。
- 第22条 各会議の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。ただし可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第23条 総会は年1回これを開き、次の事項を審議する。
1. 会務報告
 2. 予算および収支決算
 3. 評議員会において、必要とみとめた事項
- 第24条 評議員会は年1回以上これを開き、過半数の出席をもって会の成立とする。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 第25条 評議員会は次の事項を審議する。
1. 総会において審議すべき事項
 2. 幹事会において必要とみとめた事項
- 第26条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって組織し、随時これを開き過半数の出席をもって、会の成立とする。ただし委任状をもって出席にかえることができる。
- 第27条 幹事会は次の事項を審議する。
1. 総会および評議員会において審議すべき事項
 2. 本会の事業遂行に必要とみられる事項
 3. その他の急を要する事項
- 第28条 委員会は次の4種とし、各委員会担当幹事1名、委員若干名をおく。
1. 総務委員会
 - (イ) 本会の発展ならびに運営に関する企画
 - (ロ) 本会の会議ならびに議案、議事の整理、その他の記録一般に関する事項
 - (ハ) その他 他の委員会に属さない一般会務に関する事項
 2. 会計委員会
 - (イ) 会費の徴収および寄付金に関する事項
 - (ロ) 予算、決算に関する事項
 - (ハ) 財産の管理運営に関する事項
 - (ニ) その他会計に関する一般事項
 3. 集会委員会
 - (イ) 学術大会及び例会の開催に関する事項
 - (ロ) 講演会の開催等に関する事項
 - (ハ) その他集会に関する一般事項
 4. 編集委員会
 - (イ) 機関雑誌の発行に関する事項
 - (ロ) 出版に関する事項
 - (ハ) その他編集に関する一般事項
- 第29条 会議には事務職員の出席を求めることができる。事務職員は幹事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第30条 本会の会計は会費および寄付金をもってこれにあてる。

第31条 名誉会員より会費を徴収しない。

1. 評議員20年以上、年齢65才以上の会員からは会費の徴収はしない。

第32条 正会員からは年会費を徴収する。

第33条 賛助会員の会費は寄付金としてとりあつかう。

第34条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第35条 本会の予算および決算は総会の承認を得ることが必要である。

第36条 本会の会則は評議員会の承認を得たあと、総会の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則 1. 本会の正会員の年会費は5,000円とする。

2. 本会の会則は平成28年6月30日より一部改正する。